

平成 31 年 2 月 1 日

災害公営住宅の家賃独自減免について

災害公営住宅の特に収入が少ない入居者の家賃については、国の制度により入居者の所得に応じて、建物管理開始後 5 年間は最大で通常家賃の約 7 割が減免されていますが、6 年目以降の 5 年間で段階的に通常家賃に引き上げることになっています。

本市の災害公営住宅では、最も早いところで平成 31 年 7 月から引き上げが始まる予定でしたが、県内被災市町の動向や入居者の実情を踏まえ、本市独自に支援措置を行います。

1 対象者

国の「東日本大震災特別家賃低減事業」の対象者のうち、登米市営住宅条例施行規則で定める入居者の世帯収入が、月額 72,800 円以下の世帯を対象とします。

2 支援措置

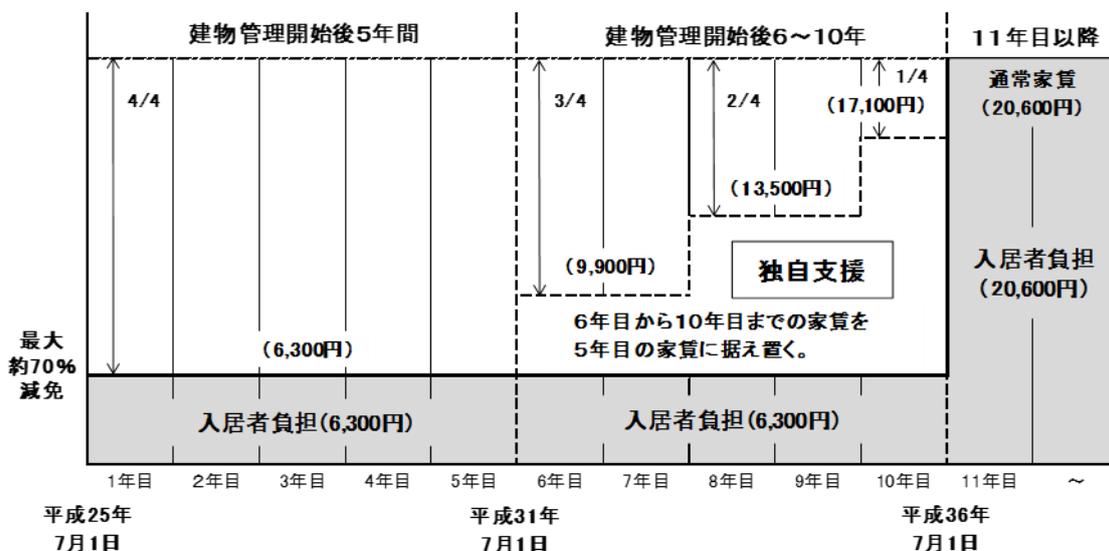
(1) 建物管理開始後 6～10 年目

建物管理開始後 6 年目以降 10 年目までは、入居者の所得に応じた家賃が、「東日本大震災特別家賃低減事業」に基づく建物管理開始後 5 年目までの復興減免後の額と同水準となるよう、入居者の申請に基づき家賃を減免します。

(2) 建物管理開始後 11 年目以降

建物管理開始後 11 年目以降は、災害公営住宅に限定した減免は行わず、登米市営住宅条例に基づく一般の市営住宅と同様の取り扱いとします。

【現行制度と独自支援との家賃比較（迫南元丁第二住宅 2DK の例）】



[問い合わせ]  
建設部住宅都市整備課  
課長 小野寺 憲司  
TEL : 0220-34-2316 (直通)